

鶴岡市農業委員会第 17 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 7 年 4 月 15 日(火) 午後 1 時 30 分 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 阿部 晃士 3 番 石塚 治己 4 番 佐藤 晃 5 番 荻原 優太 6 番 松本 典子 7 番 鈴木 敏徳 8 番 田澤 幸弘 9 番 佐藤 泰仁 10 番 原田 政幸
出 席 推進委員	1 番 渡部 信子 2 番 齋藤 靖 3 番 須田 進二 4 番 齋藤 潤子 5 番 小南 賢史 6 番 榎本 勝 7 番 吉住 喜之 8 番 長谷川 浩之 9 番 佐藤 圭介 10 番 野村 仁 11 番 池田 賢成 12 番 小林 節径 13 番 田村 亮真 14 番 佐藤 宣夫 15 番 本間 長志 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 黒井 布美 主査 工藤 仁 専門員 照井 明嗣 主事 奥山 立 主事 齋藤 静 主事 佐藤 優羽 主事 長堀 亜由 鶴岡分室主査 村田 直樹 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午後 1 時 30 分
議 長	本日の欠席はおりません。遅参、早退もおりません。定足数に達しておりますので、只今より第 17 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名いたしますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議ないものと認め、8 番 田澤幸弘委員、9 番 佐藤泰仁委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りと思いたいますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは、報告事項に入らせていただきます。
議 長	報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
	報告第3号 農地の公売に係る売却決定に対する農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
	報告第4号 農地の転用事実に関する照会について
	報告第5号 許可を要しない農地の転用について
	事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説明)《報告第3号 農地の公売に係る売却決定に対する農地法第3条の規定による所有権移転の許可について》
	(説明)《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説明)《報告第5号 許可を要しない農地の転用について》
議長	報告事項であります。皆さ質問はございませんでしょうか。
	(発言者なし)
議長	報告事項ですので、なければこれより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	担当委員からの現地調査報告を求めます。初めに鶴1から鶴6まで順に、次に温海案件をお願いします。鶴1を長谷川浩之推進委員。
8番推進委員	推進委員8番長谷川です。鶴1の案件ですが、これまで貸借契約により耕作してきた譲受人との売買を行うもので、農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当せず許可相当と判断しました。以上です。
議長	鶴2と鶴3を田澤幸弘委員。
8番委員	8番田澤です。鶴2と鶴3の案件は、土地の交換になります。鶴3受人は鶴2渡人の子で、現在の経営主であるため、鶴3は無償譲渡になります。どちらも農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当しないため許可相当と判断しました。以上です。
議長	鶴4を渡部信子推進委員。
1番推進委員	推進委員1番渡部です。鶴4の外内島の案件について報告します。申請地は譲受人の住宅と畑に隣接する農地で農地処分にあたり一体的に管理耕作してもらうため無償譲渡することになりました。野菜の定植はこれからということでした。農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と判断しましたので報告いたします。以上です。
議長	鶴5と鶴6を荻原優太委員。
5番委員	5番荻原です。鶴5の菱津の案件ですが、旧加茂坂がある場所の山に近い麓の農地になります。持ち主は労力不足等により草刈等の管理が容易でないことから農地処分を行うことを検討しており、そのための総額40万円です。現状は畑地化されており、近年保全管理の状況であります。譲受人は山菜の蕨を作付け予定とのことです。農地法第3条第2項各号の不許可の要件には該当せず許可相当と判断しました。 続いて鶴6も大山の案件ですが、市街化区域内の農地で、賃借料の見直しに合わせて更新を行うものです。他にも契約しているため、それに合わせて9年間の契約になっています。農地法第3条第2項各項の不許可の要件には該当せず許可相当と判断しました。
議長	温海の案件について、14番佐藤推進委員。

14 番 推進委員	推進委員 14 番佐藤です。温 1 と温 2 は木野俣地域で私が住んでいる地域でありまして以前作っていた方と借人の双方ともよく存じています。年齢的に稲作が厳しくなり労力不足のため、道路を挟んで隣接している借人に貸すものです。借人は今後も稲作を継続して予定でありますので、問題なく、許可相当と判断したことを報告します。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	現地報告をお願いします。14 番佐藤推進委員。
14 番 推進委員	温 1 の案件について報告します。3 月 18 日に現地確認に行きました。鉄塔建替え工事であり、高速道路の作業用道路がある場所でした。内容としては資材倉庫、休憩所、仮設トイレ等の用地として使用であります。概ね 8 ヶ月の使用で 11 月 30 日ぐらいまでは工事を終了したいとのことで、問題は無いと判断しました。
議 長	それでは、審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、議案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) について》
議 長	農用地利用集積計画 (案) につきましては、4 月 11 日に開催された農用地利用調整会議で確認を得ております。それでは審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。4 番佐藤晃委員。
4 番 委 員	4 番佐藤です。146 ページの機鶴 799 の案件は、私の案件でありますので、退室を申請いたします。
議 長	退室を許可します。
	(4 番委員 退室)
議 長	それでは、議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) のページ 146 機鶴 799 についてのみ、審議をお願いします。質疑のある方は、挙手願います。
	(発言者なし)
議 長	質疑がないようですので、機鶴 799 についてのみ、採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の機鶴 799 について、賛成委員の挙手を求めます。

		(全員賛成)
議 長		全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の機鶴799については、議案通り決しました。4番委員の入室を許可します。
		(4番委員 入室)
議 長		それでは、機鶴799以外の審議に入ります。質疑のある方は、挙手願います。
		(発言者なし)
議 長		質疑がないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の機鶴799以外の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議 長		全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の機鶴799以外については、議案通り決しました。 以上で、本日の審議はすべて終了しました。 これにて、第17回西部農地部会を閉会します。
		閉 会 午後2時10分

	議 長 原 田 政 幸 議 事 録 署 名 委 員 田 澤 幸 弘 議 事 録 署 名 委 員 佐 藤 泰 仁
--	--